

シャローム若葉指定訪問介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三育ライフが開設するシャローム若葉指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 シャローム若葉訪問介護事業所
- 2、所在地 千葉市若葉区都賀2-10-13

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2、サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、必要な事務等を行う。
- 3、訪問介護員 常勤換算で2.5名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜から金曜日、祝日とする。土曜日、日曜日に関しては応相談。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3、サービス提供時間 午前8時から午後7時までとする。
- 4、電話等により、24時間常時連絡が可能になるように本事業所が対応にあたる体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合

の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。尚、厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること）

- 1、身体介護
 - 2、生活援助
 - 3、通院等乗降介助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、別に定める料金とする。
- 1、費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、千葉市（若葉区、中央区）、四街道市、その他地域については要応談。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急時が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第9条 訪問介護事業所、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1、採用時研修 採用後1か月以内
- 2、継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者の雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年11月1日から施行する。
この規程は、平成18年2月6日から施行する。
この規程は、平成18年5月1日から施行する。
この規程は、平成19年5月1日から施行する。
この規程は、平成19年9月1日から施行する。
この規程は、平成20年5月1日から施行する。